平成２３年（フ）第５０１号
神戸市須磨区大手町３丁目３番５号
債務者　吉岡雄一こと　金　　秉悠
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０２号
神戸市須磨区大手町３丁目３番５号
債務者　吉岡康一こと　金　　康容
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８４号
兵庫県尼崎市塚口町５丁目23番地の23
債務者　横山　恵里
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１６号
兵庫県西宮市中浜町６番22―303号
債務者　岩出　里奈
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1696番地１県営浜団地12号
債務者　奥村ゆかり
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１０号
鳥取県倉吉市越中町1583番地１コーポマトバＢ―１
債務者　吉田　延行
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１９号
鳥取県倉吉市上井263番地２　ミサワカレントスクエア305
債務者　野波　　孝
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第２０号
鳥取県倉吉市国府505番地
債務者　伊藤　康彦
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第２１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇谷1140番地
債務者　加嶋　良彦
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第２４号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後81番地13
債務者　藤田　隆二
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第２５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後81番地13
債務者　藤田　江美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１５２４号
広島市西区庚午南１丁目24番11―108号
債務者　児玉　将司
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６４号
広島市西区田方１丁目21番１―807号
債務者　村岡　知江
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４００号
広島市西区楠木町１丁目13番10―608号
債務者　佐藤　俊介
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０６号
広島県安芸郡府中町茂陰２丁目６番17―201号
債務者　山根　明人
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０９号
広島市安佐南区上安２丁目28番28―201号
債務者　原田　彩美（旧姓清洲）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５８号
広島市西区大宮３丁目５番６号
債務者　野平由紀子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部